

豊田市農業委員会議事録

令和4年10月27日、豊田市農業委員会長 横条 鈞は、令和4年10月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、大会議室3に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第70号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第71号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第73号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第74号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第75号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第76号 耕作放棄地の農地、非農地の判断について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (17名)

1番	鈴木喜一郎	2番	築山 正樹	3番	西山弥太郎
4番	石川 幸子	—————		6番	近藤 和人
7番	杉浦 俊雄	8番	土方 和子	9番	梅村 逸次
10番	水野 省治	11番	梅村 貢司	12番	中島 匡代
13番	加知 満	14番	伊藤喜代司	15番	伊藤 政和
16番	浅見富士男	17番	林 如実	18番	杉田 雅子

< 欠席委員 > (2名)

5番	為井 裕	19番	横桑 鈞
----	------	-----	------

< 事務局説明員 >

事務局長	小木曾哲也	副主幹	山岡 雅史	担当長	加藤 泰平
主査	井上 貴道	主査	杉本 一浩	主査	伊藤 寿信
主査	鈴木 彩	主査	岩月 彰弘		

(開会 午後 2時00分)

会長職務代理： ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告を求めます。

事務局： 本日の欠席委員は、5番、為井 裕委員、19番、横条 鈞委員、以上2名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

会長職務代理： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

1番、鈴木喜一郎委員、2番、築山正樹委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第70号から76号までの審議案件7件とその他の報告案件4件です。

それでは、順次、議題を上程させていただきます。

令和4年議案第70号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第70号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

78番、畝部東町の件。

担当推進委員の高橋委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

79番、豊栄町の件。

担当推進委員の深津委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

80番、吉原町の件。

担当推進委員の山内委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

81番、五反田町の件。

担当推進委員の加納委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

以上、読み上げました案件について、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会長職務代理： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長職務代理： 特に御質問もないようですので、採決をいたします。

議案第70号で上程されました4件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長職務代理： 挙手多数と認めます。

よって、議案第70号は承認決定されました。

令和4年議案第71号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。
事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第71号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。
立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

15番、和合町の件、太陽光発電施設、一時転用です。農用区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

お願いします。

浅見委員： 特に問題はありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について、問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長職務代理： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長職務代理： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第71号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長職務代理： 挙手多数と認めます。

よって、議案第71号は適当である旨、承認されました。

令和4年議案第72号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。
事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第72号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。
立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

166番、秋葉町の件、資材置場です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

続きまして、167番、秋葉町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員： 2件とも特に問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、168番、柗塚東町の件、樹木葬・境内地です。第2種農地です。判断基準は、北野柗塚駅からおおむね500メートル以内です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、169番、畝部東町の件、資材置場、駐車場です。第2種農地

です。判断基準は、相当数の街区を形成している区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

西山委員： 2件とも問題ありません。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、170番、豊栄町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

石川委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、171番、竹町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、竹村駅からおおむね1キロメートル以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、172番、竹町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、竹村駅からおおむね1キロメートル以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、173番、大林町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、174番、大林町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、175番、住吉町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、竹村駅からおおむね1キロメートル以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、176番、広田町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

近藤委員： 6件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、177番、四郷町の件、店舗・従業員駐車場です。第2種農地です。判断基準は、上豊田駅からおおむね500メートル以内です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（逸）委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、178番、力石町の件、建設機械置場です。第2種農地です。判断基準は、中山間の他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。なお、以降同基準は、その他第2種農地と読ませていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、179番、勘八町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、180番、勘八町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、181番、野口町の件、残土処分場、一時転用です。農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

お願いします。

水野委員： 4件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、182番、築平町の件、駐車場、一時転用です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

加知委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、183番、岩倉町の件、太陽光発電施設です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、184番、岩倉町の件、残土処分場、一時転用です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（喜）委員： 2件とも異議ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、185番、井ノ口町の件、残土処分場、一時転用です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（政）委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、186番、篠原町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の横条委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告します。

なお、一般基準については、全ての案件について、問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長職務代理： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆様の御質問並びに御意見を伺います。

（会場声なし）

会長職務代理： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第72号で上程されました21件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

会長職務代理： 挙手多数と認めます。

よって、議案第72号が適当である旨、承認されました。

令和4年議案第73号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第73号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

7番、渡刈町の件、目的は資材置場です。変更内容は、事業区域変更（許可

の一部取消)です。

本件、令和元年8月1日付5条許可を得ました。当初は、申請地の全てを転用する計画でしたが、事業計画の縮小のため計画区域を変更し、一部取消しを行うものです。

お願いします。

石川委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

以上です。

会長職務代理： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆様の質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長職務代理： 御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第73号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手を求めます。

(賛成者挙手)

会長職務代理： 挙手多数と認めます。

よって、議案第73号は適当である旨、承認されました。

令和4年議案第74号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第74号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

12番、福受町の件、担当推進委員の近藤委員から、証明について問題ない旨、御意見いただいております。

13番、中町の件、担当推進委員の近藤委員から、証明について問題ない旨、御意見いただいております。

以上です。

会長職務代理： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長職務代理： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第74号で上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長職務代理： 挙手多数と認めます。

よって、議案第74号は承認決定されました。

令和4年議案第75号「農用地利用集積計画の決定について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第75号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回御審議いただくのは、利用権設定のうち、令和4年11月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。別紙、議案第75号資料①は、利用権の総括表になります。議案第75号資料②は、1筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、別紙、議案第75号資料①の総括表で御説明させていただきます。

3番、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和4年11月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、22筆、1万9,524平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

会長職務代理： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長職務代理： 特に御質問もないようですので、採決をいたします。

議案第75号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長職務代理： 挙手多数と認めます。

よって、議案第75号は承認決定されました。

令和4年議案第76号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第76号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」。

別紙のとおり、現況確認を行った結果、農地法第2条第1項の規定する農地に該当しないと判断します。

別紙A4の資料、3ページから9ページを御覧ください。

今回、小原、旭、稲武地区の合計で254筆、9万5,364.8平方メートルの土地が対象となります。

当該土地は、今年度行った農地法第30条に基づく利用状況調査の結果に基づき、既に森林・原野化しているなど、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断します。

以上です。

会長職務代理： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長職務代理： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第76号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長職務代理： 挙手多数と認めます。

よって、議案第76号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 議案13ページ及び別紙配付資料10ページ及び11ページを御覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断についてです。

こちらの報告案件は、農地所有者による非農地確認願の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案14ページを御覧ください。

報告、農地法第18条第6項の規定による通知書受理書について。

76番、中町の案件から、17ページを御覧ください。90番、秋葉町の案件までの15件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案18ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について。

43番、竹元町の駐車場の案件から、20ページを御覧ください。53番、曙町の駐車場までの11件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案21ページを御覧ください。

報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について。

140番、上郷町の自己用住宅の案件から、25ページを御覧ください。157番、平芝町の住宅敷地（庭）の案件までの18件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会長職務代理： これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時21分)

議事録署名者
